

令和8年6月受付分 公表

番号	件 名	市民の声（要旨）	市の回答	
1	バス	祖母が免許の返納を考えており、孫としてもそろそろ返納して欲しいと思っています。 しかし、現在狛師町にバスがなく返納に至りません。 祖母は昨年2回事故を起こしているのですが、大きな怪我等がなかったため現在も運転を続けていますが、今後また事故を起こしたり怪我をしったりしてしまってからでは遅いと心配しております。 狛師町方面(中島医院辺りまで)のバスを作って頂きたいです。	ご要望にありました狛師町へのバス運行について、狛師町では過去に、三重交通が運行する大口線というバス路線が松阪駅から狛師町まで運行しておりましたが、利用者が少なく採算が取れない路線であったことから、2001年（平成13年）4月1日で廃線したという経緯がございます。その後、現在に至るまで狛師町内にはご利用いただけるバス路線がなく、免許を返納された後の生活の足がないことが、返納を踏みとどまらせる大きな要因となっていることは、市としても十分に認識しております。その上で、本市といたしましては、不採算による廃線が発生した路線に対して、新たに市単独でバス路線を新設することは、財政的に難しい状況です。しかしながら、バス路線の新設も難しいエリアにおいて、日常生活における移動手段をいかにして確保していくかは急務であると考えております。 そこで、令和6年に策定いたしました「松阪市地域公共交通計画」において、『おでかけ交通』という新しい仕組みを立ち上げました。これは、既存の路線バスなどではカバーしきれない移動のニーズに対し、町内会や自治会などの「住民組織」が主体となって、地域の実情に合った交通サービス（予約制の乗り合いタクシーなど）を運営し、市がそれを補助金という形で支援する「住民共助」の取り組みです。松阪市内では、すでにこの仕組みを使って、住民の皆さまが自分たちの足を作っている先行事例がございます。 ぜひ参考にしていただければ幸いです。 【虹ヶ丘町デマンドタクシー】 路線バスの廃止に伴い不便になった虹ヶ丘町にて、自治会が運営している予約制のタクシーです。住民自らが「自分たちの足」を運営している先行モデルとして定着しています。 【宇気郷地区共助型ライドシェア】 既存のバスでは賄えない移動ニーズに対応するため、住民自治協議会が主体となって行うサービスです（令和8年4月1日より本格運行開始）。 狛師町におきましても、こうした仕組みを活用して、地域の皆さまに合った移動手段を作っていたことが可能です。実施にあたり、自治会等の住民主体での運営が前提となりますが、『おでかけ交通』の運営を検討してみようかというお話が地域内でまとまりましたら、制度の詳細や具体的な進め方について、市役所の担当者が詳しくご説明に伺いますので、改めてご相談ください。おばあさまの安心と、地域にお住まいの皆さまの生活を支えるため、市としてもできる限りの支援をしてみたいです。まずは一度、お住まいの地域の自治会などへもご相談いただけますと幸いです。	商工政策課 （電話：53-4184）
2	PayPay20%還元事業について	6月から始まったPayPay還元事業に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が使用されていると広報で見ました。しかし、松阪市以外の方が買い物をして20%が還元された例を聞き、誰の為の政策なのか疑問です。他の市町村は現金給付のところもあります。せめて松阪市民にだけ還元されるシステムでなければおかしいと思います。 地元企業の活性化が目的だと考えても公平性に欠けると思います。何をもってこのような政策を取る事となったのか、経緯を説明して頂きたいです。	キャッシュレス決済ポイント還元事業は、市民の皆さまへの生活支援という目的とともに、市内事業者への支援という側面もございます。そのため、松阪市外の方が松阪市内でキャッシュレス決済を利用することによるポイント還元も、結果的に市内事業者の売上向上に寄与し、松阪市全体に経済効果をもたらすという点を踏まえ、実施を決定したものととなります。 昨年度の同事業においてはキャンペーン期間中の1ヶ月間において市内で約19億円の消費実績があり、一定の経済効果があったものと考えております。一方、本事業については様々なご意見があることも理解しており、今回頂きました内容につきましては、貴重なご意見として承ります。 なお、8月からは「松阪みんなの商品券」事業の実施を予定しており、こちらは松阪市民の皆さまを対象とし、ご購入およびご利用いただけるものとなります。皆さまの生活と地域経済の活性化に寄与すべく今年度はこれら2つの事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	商工政策課 （電話：53-4361）
3	PayPayキャンペーンについて	生活支援という名目でPayPayポイント還元キャンペーンを実施してもらっていますが、伊勢市や津市の市民が松阪市に来て、キャンペーンの恩恵を受けている話をよく耳にします。本来支援する必要でない他の市民に松阪市の税金が使われているのではないのですか？	キャッシュレス決済ポイント還元事業は、市民の皆さまへの生活支援という目的とともに、市内事業者への支援という側面もございます。そのため、松阪市外の方が松阪市内でキャッシュレス決済を利用することによるポイント還元も、結果的に市内事業者の売上向上に寄与し、松阪市全体に経済効果をもたらすという点を踏まえ、実施を決定したものととなります。 昨年度の同事業においてはキャンペーン期間中の1ヶ月間において市内で約19億円の消費実績があり、一定の経済効果があったものと考えております。一方、本事業については様々なご意見があることも理解しており、今回頂きました内容につきましては、貴重なご意見として承ります。 なお、8月からは「松阪みんなの商品券」事業の実施を予定しており、こちらは松阪市民の皆さまを対象とし、ご購入およびご利用いただけるものとなります。皆さまの生活と地域経済の活性化に寄与すべく今年度はこれら2つの事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	商工政策課 （電話：53-4361）

令和8年6月受付分 公表

番号	件 名	市民の声（要旨）	市の回答	
4	公衆浴場の年齢制限引き下げについて	年齢制限の引き下げについて納得いかないと思い、メールさせていただきました。わたしは先日、松阪市内の公衆浴場に行きました。息子は現在7歳で、クラスでは小さい方です。軽度の麻痺もあるため、浴場等では転倒リスクも考えると親の監視は必要不可欠な状態です。今回は父親と入ったので問題ありませんでしたが、もしシングルマザーだったら一緒に入れないということに気づき、それは違うんではないか？と思いました。 7歳の子供に滑りやすい環境下で、また昨今は誘拐なども心配があるなか1人で公衆浴場に入らせることは決して安全ではないと思います。父親がいなければ、私なら諦めます。従来10歳前後が妥当だったと思います。少しでも子育てしやすい世の中になればいいと思います。	公衆浴場の混浴制限年齢につきましては、「三重県公衆浴場法施行条例（平成7年三重県条例第50号）」により、7歳以上と定められております。 今回いただいたご意見は、松阪市から三重県へ送付させていただきます。	広報広聴課 （電話：53-4311）
5	交付金の使途について	夏頃に、商品券の販売が予定されているかと思います。それについては、意義はありません。ただ、現在行われている（前回も行われた）キャッシュレス決済のポイント還元キャンペーンについて、抗議します。 PayPay限定とのことですが、私をはじめ、PayPayを利用していない人は多数いますので不公平です。また、国からの交付金は国民の生活を支える目的であるはずですが、何故、松阪市民以外の方が、このキャンペーンを利用できるのですか。 水道代の減免など、松阪市民に限った上で生活を正面から支える（買い物をしなくても助かる）メニューにできなかったことが到底納得できません。 抗議の意思を示すと同時に、今後、当該キャンペーンは行わず、真に市民生活を支える支援をお願いします。	国からの交付金を活用した物価高騰対策支援につきましては、さまざまな支援方法の中から検討を行いました。今回、その中から市民の皆さまならびに市内事業者への支援を通じて市内経済の活性化を図ることに重点を置き、「キャッシュレス決済ポイント還元事業」ならびに「松阪みんなの商品券事業」の実施を決定したものといたします。 昨今の急激な物価高騰対策にあたっては迅速な支援が求められる現状がございます。商品券事業は市内事業者の調整、商品券の準備ほか実施まで多くの時間を要する背景があることから、まずは既に多くの方がご利用いただいているキャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施することで、切れ目ない支援をお届けすべく、キャッシュレス決済ポイント還元事業を第1弾として実施させていただいているところ です。 キャッシュレス決済ポイント還元事業は、市民の皆さまへの生活支援とともに、市内事業への支援という目的もございます。そのため、松阪市外の方が松阪市内でキャッシュレス決済を利用することによるポイント還元も、結果的に市内事業者の売上向上に寄与し、松阪市全体に経済効果へ繋がるものと考えております。また、昨年度の同事業においてはキャンペーン期間中の1ヶ月間において市内で約19億円の消費実績があり、一定の経済効果があったものと考えております。 一方、本事業については様々なご意見があることも理解しており、今回頂きました内容につきましては、貴重なご意見として承ります。今後も皆さまの生活と地域経済の活性化に寄与すべく事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	商工政策課 （電話：53-4361）
6	（無題）	市長が、松阪市内の高校生に松阪駅西の再開発について意見を求められていた記事を拝見しました。そこで、私からも松阪駅西再開発の提案をさせていただきます。 私はタクシー運転手をしており、JR側で待機しているのですが、一般車も出入りしています。一般車、タクシー、出入りの少ない深夜から早朝まではいいのですが、JRや近鉄が動く時間帯になると一般車が沢山出入りするようになり、大変危険です。車同士の衝突事故は勿論、駅からでてこられた人、これから駅に入っていかれる人、事故に巻き込まれて悲しい思いをしてもらいたくありません。 市長に昼間の現状を見ていただき、対策と再開発を考えていただければと思います。	ご意見をいただきました松阪駅JR側ロータリーにおける、一般車の送迎による混雑につきましては、通勤・通学時間帯や雨天時などに混雑が発生している状況を確認しております。 現在、松阪市では、松阪駅前市の市有地を活用した「松阪駅西地区施設整備事業」を進めておりますが、今回の整備対象は駅舎西側の、現在、駐車場となっているエリアであり、駅前ロータリーは整備の区域に含まれておりません。そのため、本事業においてロータリーの整備を行う予定はございません。 しかしながら、本事業の進展により、駅西地区のにぎわいが創出され、人や車の流れが変化することも想定されます。そのような状況を踏まえ、将来的にはご指摘いただいたJR側ロータリーも含め、駅周辺全体の交通の流れや利便性について検討してまいりたいと考えております。 今後も、松阪市の玄関口にふさわしい魅力ある駅周辺環境の形成と、駅利用者の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	都市計画課 （電話：53-4168）
7	PayPayキャンペーンについて	PayPayキャンペーンの上限が1回1万円と決まっているため、会計を1万円ずつに分けて欲しい、会計後に1万円ごとに訂正して欲しいといったお客さんが増え、従業員の負担が増えている。期間内の上限が決まっているなら、1回の上限を設ける意味はありますか？松阪市で働いている人には迷惑でしかない。レジ混雑、従業員疲弊の原因です。	PayPayでのお支払いによる還元ポイント数の上限設定については、限られた予算の中でより多くの利用者にポイント還元の恩恵を受けていただくこと、ならびに高額決済による特定の事業者への売上、利益偏在を防ぐことを目的としております。 また、キャンペーン規約により、通常1回の決済で支払うべき商品代金等を、複数回に分割して決済することは禁じられており、分割決済によるポイント付与を受けたことが判明した場合は、キャンペーンポイントが取り消しとなることがあります。このことは松阪市ホームページでもご案内しております。ご質問者様のご負担を少しでも軽減する方法の1つとして、お客様から分割決済に関する要望があった際には、この内容をお伝えいただくこともご検討いただけますと幸いです。	商工政策課 （電話：53-4361）

令和8年6月受付分 公表

番号	件 名	市民の声（要旨）	市の回答	
8	図書館への図書出版のご案内	『独立警察監視機関―冤罪をなくすために』が上梓されました。 世界の多くの国では警察の違法・不当な職務執行につき警察から独立した第三者機関がチェックする仕組みが整備されている。今では警察の外部統制機関の設置の有無ではなく、そのような機関が実を果たしているのか、そのためにはどうすればよいのか、という制度の実効性の問題に移行しているとさえいわれています。 本書は、独立警察監視機関創設に向けて、先行の研究者や海外事例、その後の研究成果を踏まえ、当該機関の組織・機能、憲法論、法的位置付けについて論じた一冊です。 よろしければ、図書館にご購入・配架いただければ幸いです。	本市の図書館では、図書館資料収集方針を定めており、一定の基準や利用者様からのリクエストに基づき、指定管理者により選書決定をしているところです。 そのため、今回いただいたご提案につきましても、指定管理者にお伝えさせていただき、今後の選書の参考とさせていただきます。	生涯学習課 （電話：53-4396）
9	PayPayポイント還元	PayPayを使っていないので不公平感があります。	キャッシュレス決済ポイント還元事業」につきましては、市民の皆さまならびに市内事業者への支援を通じて市内経済の活性化を図ることに重点を置き、実施を決定したものととなります。 PayPay株式会社を対象事業者とした経緯については、今回の対象事業者選定にあたりプロポーザル方式による公募を実施し4社の応募がありました。対象事業者の選定にあたっては、システム導入の容易さや利用実績、加盟店舗数などの条件を総合的に検証し、生活支援！最大20％ポイント還元キャンペーン事業決済事業者選定委員会での審査の結果、最優秀提案者としてPayPay株式会社が選定されたものであります。公募に関する概要及びプロポーザルの結果につきましては、松阪市ホームページでも公開しております。 一方、本事業については様々なご意見があることも理解しており、今回頂きました内容につきましては、貴重なご意見として承ります。なお、8月からは「松阪みんなの商品券」事業の実施を予定しており、こちらは松阪市民の皆さまを対象とし、ご購入およびご利用いただけるものとなります。皆さまの生活と地域経済の活性化に寄与すべく今年度はこれら2つの事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	商工政策課 （電話：53-4361）
10	PayPayポイント20％還元について	生活支援でPayPayを利用すればポイントが戻ってくるとありますが、ポイントを還元するのは税金からでしょうか？ PayPayを利用していない人は、生活支援が受けられない事になります。 また、松阪市以外の方が利用してもポイントが還元されますが、市民の支払った税金で市外の人に支援するのは違うと思うので、生活支援と言うのであれば、公平にして欲しいです。 納税してるのに支援が受けられないのは、はっきり言って残念です。 税金を減額してもらった方が嬉しいです！	国からの交付金を活用した物価高騰対策支援につきましては、さまざまな支援方法の中から検討を行いました。今回、その中から市民の皆さまならびに市内事業者への支援を通じて市内経済の活性化を図ることに重点を置き、「キャッシュレス決済ポイント還元事業」ならびに「松阪みんなの商品券事業」の実施を決定したものととなります。 キャッシュレス決済ポイント還元事業は、市民の皆さまへの生活支援という目的とともに、市内事業者への支援という側面もございます。そのため、松阪市外の方が松阪市内でキャッシュレス決済を利用することによるポイント還元も、結果的に市内事業者の売上向上に寄与し、松阪市全体に経済効果をもたらすという点を踏まえ、実施を決定したものととなります。 昨年度の同事業においてはキャンペーン期間中の1ヶ月間において市内で約19億円の消費実績があり、一定の経済効果があつたものと考えております。一方、本事業については様々なご意見があることも理解しており、今回頂きました内容につきましては、貴重なご意見として承ります。 なお、8月からは「松阪みんなの商品券」事業の実施を予定しており、こちらは松阪市民の皆さまを対象とし、ご購入およびご利用いただけるものとなります。皆さまの生活と地域経済の活性化に寄与すべく今年度はこれら2つの事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	商工政策課 （電話：53-4361）
11	（無題）	文化会館で松平健さんのコンサートが行われました。私はタクシーの運転手をしておりますが、コンサートを見に行ったお客さんから意見をもらいました。 お客さんは県外の方で、松阪駅と文化会館を往復されたわけですが、駅から歩いていけないため不便だと言われていました。 そこで提案なのですが、次回、市が関与するイベントでは、駅と文化会館を往復するバスを出したほうが良いと思います。検討して下さい。	ご意見をいただきました「駅からのシャトルバス運行」につきまして、松阪駅から徒歩でお越しいただくことが難しいということにつきましては、大変ご不便をおかけしております。路線バスは駅から直接当館へお越しいただける経路となっており、会館近くにもバス停がございます。このことから、現在、当館へのアクセスにつきましては、主に路線バス又はお車でのご利用をお願いしております。 ご意見のシャトルバス運行につきましては、イベント規模やコスト面などを含めた総合的な検討を行う必要があります。当ホールのお演では、来場規模や収支バランスを考慮した際、シャトルバスを常時運行することは非常に難しい状況です。 ご意見をいただきましたマラソン大会のように、全国規模で集客が見込まれるイベントでは、地域交通への影響緩和を目的にシャトルバス運行の実施を行っています。文化会館の自主事業である1,200人規模のお演において、この運営形態を継続的に取り入れるのは経費の面でも非常に難しい部分がございます。この点につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	文化課 市民文化会館 （電話：23-2111）

令和8年6月受付分 公表

番号	件 名	市民の声（要旨）	市の回答	
12	（無題）	健康診断の通知書が毎年6月の下旬に届きますが、届いてから予約をするといつも7月下旬か8月初旬しか空きがなく、高齢者にとって暑く辛い時期になりますので、3月～12月に期間を変えて頂きたい要望致します。 以前、同じ要望をメールしたところ、2月末まで期間があるので、時期を都合に合わせてご利用下さいとの返信でしたが、高齢者は健康診断の通知が届いたらすぐに行いたいもので、また、通知書を紛失したり忘れたりする可能性もあります。 65歳以上の高齢者だけでも3月くらいに発送してもらえるようよろしくお願いします。	国民健康保険における特定健康診査の受診券作成については、三重県下29市町と三重県医師会による契約に基づき、三重県国民健康保険団体連合会による印刷、封緘を経て納品されますが、4月早々に委託契約を結んだ場合でも、受診券の発送は6月下旬となってしまいます。 また、特定健診につきましては各地区の医師会の協力が不可欠となり、毎年、松阪地区医師会の協力により、本来の7月から11月までの期間を1月末まで延長いただいている次第でございます。 ご希望に添えず申し訳ございませんが、上記の各団体との契約や協力により特定健診を実施させていただいているところでございますので、期間変更についてご要望に対応させていただくことは難しいところでございます。 ただ、このような声があることについては三重県にもお伝えさせていただきたいと思っておりますので何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 がん検診の際と同様の回答となり心苦しいのですが、松阪管内の特定健康診査実施機関において、7/1～1/31まで受診いただけますので、気候の良い時期をお選びいただければと思います。 また、特定健診受診券を紛失された場合は再発行も行っておりますので、その旨申し付けください。	保険年金課 （電話：53-4043）
13	未成年者の住所変更 手続き見直しについて	2026年4月の改正民法施行により、離婚後共同親権の選択が可能となりました。 子の居所指定も共同の意思決定が必要で、一方の親による同意なき住所変更の受理は、自治体が「未成年者略取誘拐罪」の幫助や人格権侵害の訴訟リスクを負う懸念があります。これを受け、一部の先行自治体では実務運用が開始されていますが、住民福祉の向上と行政リスクの回避のため、転出入時に「親権者の双方署名の同意書」を確認するプロセスの導入を強くお願いいたします。	ご指摘のとおり、令和8年4月1日に改正民法が施行され、離婚後共同親権の選択が可能となっております。 当市では、改正民法の施行後における「父母の離婚後の未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等の届出」について、令和7年10月の総務省通知に基づき、婚姻中の共同親権時に父母双方の同意を求めない運用と同様の取り扱いを行っております。 当市といたしましては、総務省等の運用に変更が生じた場合は、適宜検討してまいります。	戸籍住民課 （電話：53-4052）